

企画競争実施の公示

令和5年6月30日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

観光商品等マネタイズ事業

「温泉津温泉における地域主体の看板商品造成・販売体制構築事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和6年3月22日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させている者でないこと。
- (4) 当機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

一般社団法人 山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター
4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判 15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書等の提出について

①企画提案書の期限、場所及び方法

提出期限: 令和5年7月14日(金)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送等により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

②その他

上記の「2. 企画競争参加資格要件」の(1)から(4)を満たすことが分かる書類(参加資格確認書)を企画提案書と併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。
 - ・概算予算額: 2,500,000円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定し

ないものとする。

- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、当機構の情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当機構の会計規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当機構ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は当機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
 - ・問い合わせ先：3.(1)に同じ
(担当：公示等に関して：榎原、説明書等事業内容に関して：米村)
 - ・問い合わせ方法：電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限前日まで
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

観光商品等マネタイズ事業

「温泉津温泉における地域主体の看板商品造成・販売体制構築事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和6年3月22日

3. 業務の目的

山陰各地には素晴らしい伝統文化や自然環境が受け継がれ、伝承され、また守られてきている。一方で、人口減少や少子高齢化の急速な進展等の影響もあり、地域コミュニティが維持出来なくなり、地域の持続性も危ぶまれ、伝統文化の伝承や自然環境・生活環境を守っていくことも難しくなっている。

「観光の取組」は、そういった地域の伝統文化や自然環境等を守っていく上で最も有効と考える。そして、その取組において重要な要素が収益化（マネタイズ）である。収益を上げ、様々な取組に必要な原資を得ない限り、取組は持続しない。また、こうした観点から地方や地域で取組むべき「観光」をしっかりと理解することも重要と考える。

観光商品等マネタイズ事業は、地域や事業者が「観光の本質」を理解し、「観光の取組」による収益化を主体的に進めようとする取組をサポートするものです。

そして、本事業では、世界遺産・石見銀山を構成する温泉津温泉で受継がれ、守られてきた地域資源を対象とし、「観光の取組」を活用した収益化を目指し、地域主体の持続的な取組となることを目指す。

4. 業務の内容

この地で引継がれてきたストーリーを理解し、この地に相応しい地域資源を活用した高付加価値な観光商品を造成する。また、主要な関係者が関わる地域主体の販売体制を構築した上で、造成した商品を流通させる取組を行う。

1) 商品造成

- ・ 主要な関係者と、造成すべき商品の検討を行う。
- ・ 定まった商品の内容を固めながら、モニター検証等を実施する。
- ・ タリフを完成させる。

2) 販売体制の構築

- ・ 当地で持続的に販売できる体制について、地域関係者と検討を行う。
- ・ 地域が主体的に持続的に販売出来る体制を構築する。

3) 流通路に載せる

- ・ 今後、持続的に販売していく為の流通路を検討する。
- ・ 今後を見据えた流通路に載せる。

※当機構が作成した「観光商品開発マニュアル」を活用しながら実施する。

《目標と成果指標について》

造成した商品数 1 件以上
流通路（持続可能な先） 2 先以上（インバウンドも見据えた先を含む）

5. 企画提案、業務の実施、運営について

- (1) 企画提案においては、本事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること
- (2) 本業務の実施にあたっては、地域の関係者を巻き込み、そして、持続可能な取組となる様、工夫すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ行うこと

6. 成果物の提出等

- (1) 成果物
事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及び電子データ（一式）
- (2) 提出場所
一般社団法人 山陰インバウンド機構
- (3) 提出期限
令和6年3月22日（金）
なお、作成にあたっては、以下について留意のこと
① 事前に監督職員の承認を受けること。
② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

7. その他

- (1) 当機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、ロゴマーク等を使用する等、当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること。